

仙台白百合女子大学
個人情報保護委員会規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、「個人情報の保護に関する規程」第 4 条第 2 項に基づき、個人情報保護委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定める。

(構成)

- 第 2 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は学長、副委員長は学部長が務めるものとする。
 - 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 4 委員は次に掲げる者とする。
 - (1) 学生部長
 - (2) 教務部長
 - (3) 入試広報部長
 - (4) 情報システム管理室長
 - (5) 事務局長
 - (6) その他学長の指名する者

(任期)

- 第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、前条 4 項第 1 号から第 4 号の委員は、その職責にある期間とする。再任は妨げない。

(会議)

- 第 4 条 委員長は、必要の都度、委員会を招集しその議長になる。
- 2 委員会は委員の 3 分の 2 の出席をもって成立し、委員会の議決は出席委員の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 3 委員会は委員長が必要であると認めた場合、第 2 条第 4 項に掲げる者のほか、関係者を出席させ、意見を聞くことができる。

(審議事項)

- 第 5 条 委員会は、次に掲げる各号について審議する。
- (1) 個人情報の具体的な対象の決定に関する事項
 - (2) 個人情報の収集、管理、利用、公開又は非公開に関する事項
 - (3) 個人情報の開示又は訂正に関する事項
 - (4) 個人情報の保護に関する規程及び改正に関する事項
 - (5) 個人情報保護管理者に対する指導又は助言に関する事項
 - (6) その他、不服申立てについての審議、決定等個人情報の保護に関する重要事項

(小委員会)

- 第 6 条 委員会が必要に応じ、下部組織として小委員会を設置することができる。
- 2 小委員会は、委員会構成員の中から選出される者及び学長が指名する者をもって構成する。
 - 3 小委員会は、委員会特命事項について審議を行い、その結果を委員会に具申する。

(委員会の事務)

- 第 7 条 委員会の事務は、庶務課において処理する。

(規程の改廃等)

- 第 8 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行なう。

附 則

2005年10月 19日 施行